

令和5年第6回 定例総会議事録

1 日時 令和5年6月20日(火) 15時00分～17時00分

2 開催場所 公会堂さんさん館3階第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員 (17名)

1番：山本 達也、2番：清水 章、4番：富沢 和浩、5番：富澤 伸一、6番：石井 辰男、
7番：吉野 弘司、8番：小林 義明、9番：井上 洋介、10番：海老澤誠一、11番：峯岸 博、
13番：小林 俊之、15番：根岸 稔、16番：大野 良昭、17番：加藤 篤司、18番：石井 健、
19番：浅野 文雄、20番：野村 文和

※欠席 3番：江田 早苗、12番：藤沼 良典

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：川田 日出夫、事務局：笹原 香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和5年第6回農業委員会定例総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日より、感染症法上の位置づけが、インフルエンザと同等レベルに変更されたことから、会議の進行を通常の方法に戻すこととします。会議中はマスクの着用を推奨いたしますが、着用は各委員のご判断でお願いいたします。

本日は農業委員19名中、17名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和5年第5回の定例総会会議録については、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、根岸会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。13番：小林委員と、16番：大野委員のご両名にお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第16号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第16号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(4件)～

議長 議案第 16 号の 1 の現況確認について、担当の 8 番：小林委員よりご説明願います。

8 番：小林委員 6 月 14 日、申請者立ち会いのもと、事務局も同行し現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は生前はしっかりと肥培管理され、営農されていました。二つの農地に分かれており、北側の農地では、一番北側から柑橘類、ウメ、キンモクセイ、ネットがかかったブルーベリーが植わっており、少し間を置き、ヤブラン等がありました。草が少し生えていましたので処理するようお願いしました。南側の農地では、北側からハナミズキ、キンモクセイ、ザクロ、ヤマボウシなどが細かく植わっており、手が入っていなかったので剪定するよう、また草も生えていたため処理するようお願いしました。申請者も今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う確認もとれているため、納税猶予適格者として証明しても問題ないと思われれます。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 16 号の 2 の現地確認について、担当の 19 番：浅野委員よりご説明願います。

19 番：浅野委員 6 月 16 日、申請者立ち会いのもと、事務局も同行し現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。貸鉢業と造園業を営んでおり、ハウス 2 棟と貸鉢に入った植木等がありました。またごく一部ですが、野菜畑としてナス、トマト、ピーマン、ネギ等が植わっている畑がありました。稼業として家族で適正に管理されておりましたので、納税猶予適格者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 16 号の 3 の現地確認について、これも担当の 19 番：浅野委員よりご説明願います。

19 番：浅野委員 6 月 16 日、申請者立ち会いのもと、事務局も同行し現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。貸鉢がかなりの面積を有していましたが、ハウスの周りに高木があり、手入れがされていないようだったため、剪定するようお願いしました。稼業として家族で適正に管理されておりましたので、納税猶予適格者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 16 号 4 は、委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席するので、ここで暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。次の議案第 16 号の 4 の現地は 2 地区あります。1 つ目の現地確認について、担当の 5 番：富澤委員よりご説明願います。

5 番：富澤委員 6 月 14 日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。北側にハウスを建設予定ですが、現在資材を待っている状況ですので、建設地がわかるよう目印をつけるようお願いしました。その他は秋作の耕作準備中でした。申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているので、証明しても問題ありません。

議長 2 つ目の現況確認は、私が担当ですのでご説明いたします。

19 番：根岸委員 6 月 16 日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。現在はほぼ何も耕作されておらず、雑草が生えている状況でした。早急にトラクターで整備し秋作の準備をするよう指導しました。また立派なハウスが 1 棟ありましたが、水が入ってきて作業しづらいため使用されていませんでした。盛土等をして工夫をして活用するよう指導しました。申請者より今後において、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。次に、議案第 17 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第 17 号の説明を事務局より願います。

～事務局説明（6 件）～

議長 議案第 17 号の 1 の現況確認について、担当の 18 番：石井委員よりご説明願います。

18 番：石井委員 6 月 10 日、申請者のご家族立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は果樹が主で、クリ、カキ、ギンナンが植わっていましたが、北側よりカキが 71 本、クリが 79 本、ギンナンが 3 本植わっていましたが、防草シートで一面覆われており、下草もなく適正に管理されていました。申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 17 号の 2 の現地確認について、担当の 2 番：清水委員よりご説明願います。

2 番：清水委員 6 月 10 日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は夏野菜全般が植わっており、効率よく丁寧に栽培されていました。申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第17号の3の現地確認について、担当の16番：大野委員よりご説明願います。

16番：大野委員 6月10日、申請者の息子様立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はクリ、柑橘類が植わっており、一部夏野菜を栽培されていました。果樹の下は防草シートが敷かれていました。申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第17号4は、委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席するので、ここで暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。次の議案第17号の4の現況確認について、これも担当の16番：大野委員よりご説明願います。

16番：大野委員 6月10日、申請者の息子様立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では野菜を栽培しており、全体的に雑草もなく適正に管理されていました。申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第17号5及び6も、委員の案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席するので、ここで暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。次の議案第17号の5の現地確認について、担当の11番：峯岸委員よりご説明願います。

11番：峯岸委員 6月8日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は自宅を囲んだ畑で、北側に柿が約15本、西側の畑には自家消費用の野菜、南側はミカンなど柑橘類が36本植わっていました。また南の一番東側にはキウイやクリが植わっていました。柿はほとんどが下刈してありましたが、一部に実験的に緑肥を撒いて生産しており、若干草がありました。ミカンや柿は更新のために新しい苗木も植わっていました。申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証

明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 17 号の 6 の現地確認について、これも担当の 11 番：峯岸委員よりご説明願います。

11 番：峯岸委員 6 月 8 日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はキウイ畑で約 120 本植わっていました。下刈もされており適正に管理されていました。申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。次の議案第 18 号の現地確認について、「引き続き農業経営を行っている旨の証明及び引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第 18 号の説明を事務局より願います。

～事務局説明（3 件）～

議長 議案第 18 号の 1 の現況確認について、担当の 18 番：石井委員よりご説明願います。

18 番：石井委員 6 月 12 日、申請者立ち合いのもと、事務局も同行し現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は南北に長い農地となります。申請者へのヒアリングと日頃のパトロールにより、10 月 31 日まで適正に管理されていた確認は取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 18 号の 2 の現況確認について、これも担当の 18 番石井委員よりご説明願います。

18 番：石井委員 6 月 12 日、申請者立ち合いのもと、事務局も同行し現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はご自身で営農されている農地で、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシなど夏野菜が植わっており、雑草が生えないよう防草シートが敷かれていて、お手本のような農地でした。申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 18 号の 3 の現況確認について、これも担当の 18 番：石井委員よりご説明願います。

18 番：石井委員 6月12日、申請者立ち合いのもと、事務局も同行し現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は市民農園として利用されていました。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第19号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」を議題とします。本議案は委員の案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席するので、ここで暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。議案第19号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1件）～

議長 議案第19号について、担当の5番：富澤委員より現況確認及び関係者ヒアリングについてご説明願います。

5番：富澤委員 6月16日、申請者と所有者の息子様立ち合いのもと、事務局も同行し現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはサトイモ、サツマイモ、ネギ、タマネギが植わっていて、ほとんど学校給食に出荷しています。申請者は200日、所有者はその1割の20日従事することの確認は取れているため、事業決定しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、申請事業を決定いたします。ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。次に日程2の協議に入ります。協議1「第43回農業後継者顕彰候補者の推薦について」を議題とします。協議1について事務局説明願います。

事務局 協議1 「第43回農業後継者顕彰候補者の推薦について」説明

推薦期限 令和5年7月31日（月）

候補者 石井 崇雄 様

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に、協議2「第63回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」を議題とします。協議2について事務局より説明願います。

事務局 協議2 「第63回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」説明

推薦期限 令和5年8月31日（木）

候補者 和田 光生 様、洋子 様

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご

異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議3「耕作証明書の交付について」を議題とします。協議3について事務局より説明願います。

事務局 協議3 「耕作証明書の交付について」説明

申請者は都外で農地を取得予定だが、当該自治体より自身が耕作していることの証明を求められていることから本証明書の交付を提案します。

議長 協議3の現況確認について、担当の18番石井委員よりご説明願います。

18番：石井委員 6月12日、現地確認を行いました。現地はイチゴの土耕栽培が行われており、秋から冬にかけての作物の準備中でした。

議長 説明が終わりました。何か、ご質問、ご異議がございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がないので、提案のとおりといたします。次に協議4「生産緑地のあっせん」を議題とします。協議4について事務局より説明願います。

事務局 協議4「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あて、生産緑地のあっせん依頼があった。

5三都第187号 生産緑地地区指定番号 第297号

5三都第230号 生産緑地地区指定番号 第59号

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

農業委員会事務局への照会期限 6月30日（金）

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1「農地の相続による権利取得の届出について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告1の現況確認について、担当の9番：井上委員よりご報告願います。

9番：井上委員 6月12日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現状は畑で樹木が植わっており適正に管理されていました。

議長 専決報告1の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問などはありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の9番：井上委員よりご報告願います。

9番：井上委員 報告2の1について、5月24日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はコンビニエンスストアが建設中でした。

議長 報告2の2の現況確認について、担当は私ですのでご報告いたします。

15番：根岸会長 報告2の2について、6月2日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はすでにアパートが建っていました。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問などがありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（6件）～

議長 報告3の1の現況確認について、担当の8番：小林委員よりご報告願います。

8番：小林委員 5月11日現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は草が一面に生えていました。

議長 報告3の2の現況確認について、担当の2番：清水委員よりご報告願います。

2番：清水委員 報告3の2について、5月18日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は更地でした。

議長 報告3の3の現況確認について、担当の10番：海老澤委員よりご報告願います。

10番：海老澤委員 5月24日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は芝畑でした。

議長 報告3の4、3の5及び3の6の現況確認については、私が担当ですので、続けてご報告いたします。

15番：根岸会長 報告3の4について、6月9日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はミカンの木が8本程植わっており、防草シートが敷かれて手入れされていました。報告3の5及び3の6について、6月14日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。報告3の5は、現地の南側にクリの木が6本植わっていましたが手入れされていませんでした。報告3の6は膝丈の草が生い茂っていました。

議長 報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数5件 8筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程4の部会報告に入ります。部会長報告願います。

各部会長

- 農政部会：なし
- 農地部会：なし
- 経営部会：なし
- 四季コン：本日総会後に追加審査を行います。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

次に、日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1について、事務局から説明願います。

事務局 事務報告1 「生産緑地のあっせんについて」説明

令和5年第5回定例総会にて協議した
生産緑地地区指定番号 第80、96、387号
生産緑地地区指定番号 第105号

については、期限の令和5年6月7日（水）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

議長 事務報告1の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に事務報告2「農地に関するお願い・相談などについて」、事務局から説明願います。

事務局 事務報告2 「農地に関するお願い・相談などについて」説明
～事務局説明（1件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に6事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局（結果1）北多摩地区農業委員会連合会通常総会の開催結果について

日 時：令和5年5月22日（月）15:30～16:30
場 所：清瀬市役所
内 容：令和4年度事業報告及び収入・支出決算について他
参加者：根岸会長、事務局長

（結果2）東京むさし農業協同組合三鷹地区資産管理部会定期総会の開催結果について

日 時：令和5年5月23日（火）13:30～14:30
場 所：JA東京むさし三鷹支店
内 容：令和4年度事業報告及び収支決算報告承認の件他
参加者：根岸会長、事務局長

（結果3）令和5年度ハウストマト立毛共進会の開催結果について

日 時：令和5年5月25日（木）9:00～13:00
場 所：JA東京むさし三鷹支店東棟 他
内 容：肥培管理及び商品的価値の審査
参加者：藤沼委員（審査立会人）、事務局長

（結果4）令和5年度全国農業委員会会長大会の開催結果について

日 時：令和5年5月30日（火）12:40～15:30
場 所：文京シビックホール
内 容：提案決議「持続可能な農業・農村を作るための政策提案」他
参加者：根岸会長、事務局長

（結果5）北多摩南部地区農業委員会広域連携会議の開催結果について

日 時：令和5年6月13日（火）13:30～17:00
場 所：狛江市役所

内 容：令和5年度農業委員会活動の積極的推進について他

参加者：根岸会長、事務局長

(結果6) 三鷹市都市農政推進協議会総会の開催結果について

日 時：令和5年6月16日(金) 13:30~16:00

場 所：JA東京むさし三鷹支店

内 容：令和4年度事業経過報告及び収支決算報告承認の件並びに監査報告他

(結果7) 東京都農業会議通常総会等の開催結果について

日 時：令和5年6月19日(月) 13:30~15:40

場 所：ホテルエミシア東京立川

内 容：議案 令和4年度事業報告及び収支決算の承認について他

参加者：根岸会長、事務局長

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

次に7事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局(予定1) 北多摩地区農業委員会連合会会長研修会の開催について

日 時：令和5年7月6日(木)・7日(金)

場 所：大井町農業体験施設四季の里、厚木市都市農業支援センター他

内 容：視察他

参加者：根岸会長、事務局

(予定2) 都市農業を育てる市民のつどいの実施について

日 時：令和5年7月8日(土) 8時00分~

集 合：三鷹市役所議場棟下

参加者：根岸会長、小林職代、野村農政部会長、冨澤農地部会長、

石井経営部会長、藤沼委員、事務局

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。

最後に8その他について、事務局よりお願いします。

事務局 令和5年第7回定例総会の開催について

日 時：令和5年7月14日(金) 14:00~

場 所：公会堂さんさん館4階 第4・5・6会議室

議長 説明が終わりました。その他ございませんか。

以上で令和5年第6回定例総会を終了します。